

寄附金の税制上の優遇措置について

公益財団法人宮城県体育協会は、寄附金の税制上の優遇措置が受けられる法人です。しかし、この寄附金の税制上の優遇措置の仕組みはわかりにくい部分もありますので、以下のとおり説明をいたします。

〔寄附者が個人の場合〕

個人が支出する寄附金に対する優遇措置としては、公益社団法人・公益財団法人等への寄附金（ただし、総額が年間所得の40%まで）から2千円を差し引いた金額が、その年の所得から控除される「所得控除」、また、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等への寄附金（ただし、その年の所得税額の25%まで）から2千円を差し引いた金額の40%相当額が、その年の所得税額から控除される「税額控除」の2つの制度があります。

当協会は、「税額控除」を受けられる要件も満たしておりますので、寄附者の選択により、「所得控除」と「税額控除」のどちらか一方の制度を活用することができます。特に、「税額控除」は、小口の寄附を行った方々の減税効果が高いことが特徴になっています。

ただし、2つの制度とも、控除を受けるための手続きとしては確定申告が必要で、本協会が発行する領収書等を添付して税務署に申告することになります。

<例1> 年間所得 800 万円の人が 1 万円を寄附した場合（他に控除なしとした場合）

○一般の公益法人等に寄附した場合

$$\begin{aligned} \text{年税額} &= \text{年間所得} \times \text{税率} \\ &= 8,000,000\text{円} \times 23\% - 636,000\text{円} = 1,204,000\text{円 (a)} \end{aligned}$$

○公益財団法人等に寄附した場合

(1) 所得控除

$$\begin{aligned} \text{年税額} &= \text{年間所得} - (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{税率} \\ &= [8,000,000\text{円} - (10,000\text{円} - 2,000\text{円})] \times 23\% - 636,000\text{円} \\ &\doteq 1,202,100\text{円 (b)} \end{aligned}$$

(2) 税額控除

$$\begin{aligned} \text{年税額} &= \text{税額控除前の年税額} - (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% \\ &= 1,204,000\text{円} - (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% \\ &= 1,200,800\text{円 (c)} \end{aligned}$$

$$\therefore (a) 1,204,000\text{円} - (b) 1,202,100\text{円} = \underline{1,900\text{円の節税}}$$

$$(a) 1,204,000\text{円} - (c) 1,200,800\text{円} = \underline{3,200\text{円の節税}}$$

<参考>

年間所得 500 万円の人が、5,000 円を寄附した場合	所得控除	600 円の節税
	税額控除	1,200 円の節税
年間所得 500 万円の人が、10,000 円を寄附した場合	所得控除	1,200 円の節税
	税額控除	3,200 円の節税

〔寄附者が法人の場合〕

法人では、寄附金の額は、損金に算入するのが原則ですが、公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額が設けられます。

○一般寄附金の損金算入限度額について

[一般の寄附金の損金算入限度額計算式]

$$\{(所得金額 \times 2.5\%) + (資本等の金額 \times 0.25\%)\} \times 1 / 4$$

例えば、資本金1億円、所得7千万円のA社（平成25年4月1日に事業年度開始）が5月1日に300万円の寄附をしたとします（下記の〈例2〉参照）。会社は、「一定の損金算入制限」があるため、損金算入限度額を超える額は、損金算入できません。この会社の損金算入限度額は50万円ですので、250万円は限度額を超過しています。

したがって、この額は損金不算入額として、損金額が減額となります。損金算入限度額が低ければ、損金不算入額が増えてしまい、結果的に「損金額の減→法人税の増」となります。

〈例2〉 A社	資本金	100,000,000 円
	所得	70,000,000 円
	寄附金	3,000,000 円
	損金算入限度額	
		$\{(7\text{千万円} \times 2.5\%) + (1\text{億円} \times 0.25\%)\} \times 1 / 4 = 50\text{万円}$
	∴ 損金不算入額	= 寄附金額 300万円 - 損金算入限度額 50万円 = <u>250万円</u>

○公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金の損金算入限度額の優遇措置について

公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金については、前記のとおり一般の寄附金と別枠で損金算入することが認められています。

[公益社団法人・公益財団法人等への寄附金における別枠の損金算入限度額計算式]

$$\{(所得金額 \times 6.25\%) + (資本等の金額 \times 0.375\%)\} \times 1 / 2$$

つまり、損金算入限度額が増額した分、損金不算入額が減り、法人税の軽減が図られることとなります。上記のA社を例に比較すると、公益社団法人・公益財団法人等への寄附は、損金算入限度額が50万円と別枠分237.5万円の合計額287.5万円となりますので、寄附金額300万円の内、287.5万円が損金算入され、損金不算入額は12.5万円となり法人税の節税につながります。

〈例3〉 A社	資本金	100,000,000 円
	所得	70,000,000 円
	寄附金	3,000,000 円
	損金算入限度額	
		$\{(7\text{千万円} \times 2.5\%) + (1\text{億円} \times 0.25\%)\} \times 1 / 4$
		+ $\{(7\text{千万円} \times 6.25\%) + (1\text{億円} \times 0.375\%)\} \times 1 / 2$
		= 287.5万円
	∴ 損金不算入額	= 寄附金額 300万円 - 損金算入限度額 287.5万円
		= <u>12.5万円</u>